

## R4 目黒区組成分析調査分類表

分類名		注意点・含むもの	含まないもの	
1	新聞・折込広告	新聞、新聞に入る広告	ポスト投込のチラシ→その他紙類・リサイクル可	
2	雑誌・本	パンフレット、カタログ(4P以上)、ノート		
3	段ボール	断面が段々になっている	ボール紙→その他紙類・リサイクル可	
4	紙パック	アルミの貼ってないもの 牛乳・ジュースの、山型紙パック(200ml以上)	アルミの貼ってあるもの、口がプラの酒パック →その他紙類・リサイクル不可	
5	容器包装紙類(紙箱)	リサイクル可能なもの	紙製卵パック、果物などの紙製緩衝材 →その他紙類(リサイクル不可)	
6	容器包装紙類(包装紙)	リサイクル可能なもの		
7	容器包装紙類(紙袋)	リサイクル可能なもの		
8	その他紙類(リサイクル可)	コピー用紙、パンフレット・チラシ、ポスター・カレンダー、封筒	ノート→雑誌・本	
9	その他紙類(リサイクル不可)	ティッシュ、防水加工された紙、レシートなど感熱紙、圧着はがき、アルミコーティングされたもの、ピザや洗剤・線香の箱など汚れや臭いのついた紙、シュレッダー屑、写真、カーボン紙、紙製卵パック、果物などの紙製緩衝材、カップ麺やヨーグルトの容器		
10	木・草類	割箸・竹串、庭木・草、生花、コルク、麻ひも、木製玩具		
11	繊維	繊維(リサイクル可)	下着、靴下、ストッキング→繊維・リサイクル不可	
12	繊維	繊維(リサイクル不可)		
13	厨芥	直接廃棄	「食品ロス調査分類」参照	
14		食べ残し		
15		飲み残し		
16		調理くず等(物理的可食)		
17		調理くず等(非可食)		
18	紙おむつ			
19	その他可燃	タバコ吸殻、湿布、油を固めたもの、掃除機のごみ、猫砂(紙を使用したもの)、カーペット、ぬいぐるみ、ガーゼ、包帯、衛生用品	紙おむつ・衛生用品→別項 猫砂(土を使用したもの)→その他不燃	
20	プラスチック	ペットボトル	「PET」表示あり、飲料・酒・醤油	
21		ペットボトルのふた		
22		その他ボトル	PET以外、調味料、シャンプー、洗剤	
23		チューブ	マヨネーズ、歯磨き	
24		発泡トレイ(白)		
25		発泡トレイ(柄)	白以外、色・柄つき	
26		発泡スチロール		
27		食品用透明プラ容器	コロッケ・イチゴなどのパック、透明な惣菜のパック、弁当ガラの透明な上ふた	プリンなど製品のカップ→その他プラスチック容器(硬いもの)
28		その他プラスチック容器(硬いもの)	食品の不透明な容器、弁当ガラ、レトルト食品、食品以外のプラケース	
29		その他プラスチック包装(柔らかいもの)	袋、フィルム・ラップ	
30		レジ袋(中身あり)	ごみの小袋として利用	
31		レジ袋(中身なし)	利用されずに出されているレジ袋、未使用	
32		製品プラスチック(プラスチックのみ)	歯ブラシ、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、CDケース、カトラリー、衣類用カバー、ハンガー	
33		製品プラスチック(複合品)	プラスチックの比率が50%以上	
34	製品プラスチック(電池内蔵)	おもちゃ、プラモデル、カーラーで、ほとんどがプラスチックで電池内蔵のもの		
35	ゴム・皮革類		ビニール製靴・バッグ→製品プラ	
36	金属	飲食用スチール缶	ペットフード、フタを含む	
37		飲食用アルミ缶	〃	
38		飲食以外の缶・金属容器	飲食以外、塗料・オイル缶、一斗缶より大きい缶	一斗缶より大きい缶→金属容器
39		針金ハンガー		スプレー缶→別項
40		なべ・フライパン・やかんなど		
41	その他金属	アルミ箔、アルミホイル		
42	びん	生きびん(リターナブル)	一升びん、ビールびん(大中小、スタイナーボトル)	
43		雑びん	飲食のみ	
44	蛍光管			
45	乾電池	乾電池		
46	充電電池			
47	ボタン電池	充電電池・ボタン電池		
48	水銀体温計			
49	スプレー缶等中身有り	ふって音がするもの		
50	スプレー缶等中身無し	ふって音がしないもの		
51	ライター(着火可能性あり)	着火するもの、中身が残っているもの		
52	ライター(着火可能性なし)	着火しないもの		
53	小型家電製品		30センチ以上の粗大ごみ→調査対象外	
54	医療系廃棄物	注射器など針のついたもの		
55	陶磁器			
56	園芸土			
57	土砂・灰・石			
58	その他不燃	かさ・ポットなど複合品、使い捨てカイロ、乾燥剤、薬、猫砂(土を使用したもの)、化粧品・薬のびん、コップ、板ガラス、花瓶、植木鉢、電球	30センチ以上の粗大ごみ→調査対象外、猫砂(紙を使用したもの)→その他可燃	
59	外袋(プラスチック袋)			
60	外袋(レジ袋)			
61	外袋(その他)			

食品ロス調査分類

直接廃棄	1 未開封食品	A1	未開封食材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージ(トレイ・容器含む)入りの生鮮：野菜・果物(青果)、生肉、鮮魚、穀物等(未開封)</li> <li>・未開封の乾麺・生米等、即席麺含む</li> <li>・未開封冷凍食品のうちミックスベジタブルなど</li> <li>・ベーコン等肉類加工品、ちくわ等魚介類加工品(未開封)</li> </ul>	
		B1	未開封調理済み食品	・パッケージ入り未開封デリ、カップ麺、レトルト食品、冷凍食品(食材のものを除く)、鯖味噌煮缶詰、菓子パン・調理パン、お菓子(個包装された1個)など	
		B'	未開封飲料	・パッケージ(容器含む)入りの飲料(未開封)	
		A2w	丸ごと食材	・食パン1枚、野菜・果物丸のまま、ほとんど房について状態のぶどう、プチトマト1個、バナナ1本、開封後の手つかず納豆等	
	2 開封済み・パッケージなし食品	A2wf	自家栽培農作物	・多量排出されたものを分類。不揃い・土付きなど畑から直行したと見做される野菜、庭でなつたと見做される柿など	
		A2p	一部食材	・生米、野菜・果物の部分(玉ねぎ1/4、きこ株半分等、バラになったぶどう、皮をむいていないりんご半分)、加工品(バラの乾麺、包丁で切られた食パン半分、豆腐半分、全部残っていないシリアル等)パッケージのない生肉	
		B2	開封済みの未利用調理済み食品	・丸のままの菓子パン、菓子1つ、調理パン、ピザ1ピース、海苔巻き1個、ぼた餅1個など(パッケージなし)、保存のためラップに包まれたごはん	食べた形跡がないもの
	3 食べ残し	C	食べ残し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージのない惣菜類、一部食べてある菓子パン等</li> <li>・皮をむいて串切りになった状態のりんご</li> <li>・おかず類でパッケージのないもの</li> </ul>	
		C'	飲み残し	・飲み残しの飲料(開封済み)	
	4 意図的除去	De	物理的可食	・野菜くず(大根の皮、葉物の芯、レタス・キャベツの上葉。ただし非可食に示したものを除く)、刺身のツマ、パセリ、レモンスライス、食用油等、魚や鶏肉の皮、脂身(牛脂等)、パンの耳等	食べられるが調理者が食べないところとして除去したもの
Di		非可食	・果物の皮、果物の芯、ぶどうのつる、玉ねぎの茶色い皮、とうもろこしの皮・芯、トマト・なすなどの葉やヘタ、種、コーヒーがら・茶殻等、骨、卵の殻、貝殻等		